

異 議 申 立 書

2 0 1 4（平成26）年 月 日

杉並区長 田中 良 殿

異議申立人

印

行政不服審査法に基づき、以下のとおり異議を申し立てます。

1. 異議申立人の氏名、年齢、住所

氏 名 年 齢 歳

住 所

2. 申込児童名および年齢

児童名 年 齢 歳

3. 異議申立てに係る処分

杉並区長の行った

2 0 1 4（平成26）年 月 日付の

異議申立人に対する、申込児童を入所不承諾とする旨の処分

4. 異議申立てに係る処分があったことを知った日

2 0 1 4（平成26）年 月 日

5. 異議申立ての趣旨

3 項の処分を取り消す

との決定を求める。

6. 教示の有無及びその内容

教示あり

教示の内容

- ・ この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、杉並区長に対して異議申立てをすることができます。
- ・ この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、杉並区を被告として（訴訟において杉並区を代表する者は杉並区長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、上記3の異議申立てをした場合には、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

7. 異議申立ての理由

別紙のとおり

8. 口頭意見陳述

口頭での意見陳述を（ 申し出る / 申し出ない）

以 上

異議申立ての理由

- 1 私の子どもが認可保育所に入所不承諾となったことは、認可保育所に入所承諾となった他の子どもとの関係で合理的理由なく差別的取扱いをするものとして憲法第14条第1項の平等原則違反です。また、私の子どもが保育に欠ける子どもであるにもかかわらず、認可保育所に入所不承諾としたことは、保育所において保育をしなければならないという市区町村の実施義務に反するものとして児童福祉法第24条第1項本文違反です。

もし、憲法第14条第1項違反ではないとされるのであれば、認可保育所に入所不承諾となった私の子どもと、入所承諾となった他の子どもとの間で、差別的取扱いをすることが合理的に許される理由を具体的に説明してください。

また、児童福祉法第24条第1項本文違反ではないとされるのであれば、保育に欠ける子どもについて保育所において保育をしなければならないという実施義務を果たさなくともよい理由を、法令上の根拠や最高裁判所の判例などを示して具体的に説明してください。

- 2 私の子どもが認可保育所に入所不承諾となったことについては、「やむを得ない事由」（児童福祉法第24条第1項但書）はありません。また、私の子どもは、認可保育所よりも保育の質が低い認可外保育施設における保育しか受けられておらず、しかも、その保育を受けるについて杉並区から何らの積極的な保護も受けていませんから、私の子どもは、「適切な保護」（同項但書）を受けていません。その意味で、杉並区が私の子どもを認可保育所に入所不承諾としたことは、児童福祉法第24条第1項但書違反です。

もし、児童福祉法第24条第1項但書違反ではないとされるのであれば、どのような「やむを得ない事由」があるか、また、杉並区が私の子どもに対していかなる「適切な保護」をしているのか、具体的に説明してください。特に、①杉並区が行っているという「保護」たる保育（例えば保育室などの認可外保育施設における保育）が認可保育所と同等の保育の質を保っているのかを説明してください。②杉並区が行っている「保護」が積極的な「保護」といえるかどうかにつき、見解を示してください。③保育室を退所する3歳児以降の保育について、区ではどのような「適切な保護」たる保育を考えているのかを説明してください。例えば、確保先の具体的施設・事業の一覧とそれによって保育が確保される子どもの人数、それら確保先の保育の内容（人員配置や子ども一人当たりの面積など）を示してください。

- 3 私の子どもが認可保育所に入所不承諾となった理由について、憲法第14条第1項違反ではなく、児童福祉法第24条1項本文もしくは同項但書違反でもないと言える具体的理由が存在しなければならないことはもとより、そのような具体的理由が入所不承諾処分決定書に書かれていなければ、行政の恣意的処分を抑制することができませんし、不服申立てをするにも、理由が分からなければ困ってしまいます。この点、行政手続法は、行政の恣意的処分を抑制し、不服申立ての便宜を図るために、不利益処分については具体的理由を記載するよう定めています（最高裁判所判例に同旨）。ところが、そのような具体的理由は、私の子どもの入所不承諾

処分決定書のどこを読んでも書かれていません。これは、行政手続法違反です。

もし、行政手続法違反ではないとされるのであれば、憲法第14条第1項違反ではなく、児童福祉法第24条1項本文もしくは同項但書違反でもないと言える具体的理由を、また私の子どもの入所不承諾処分決定書に書かなくともよい理由を、法令上の根拠や最高裁判所の判例などを示して具体的に説明してください。

- 4 私の子どもに対して、まだ認可保育所への入所を認めるかどうかの行政処分がなされていないというのであれば、その行政処分がいつなされる予定であるか、具体的な予定日を示すとともに、その行政処分がなされた場合には、速やかに、(入所不承諾処分であれば、行政不服審査法の規定に基づいた不服申立て手段及び不服申立て期間を明記した)決定書を私宛に送付する形で、2014年3月末までに私に到達するように通知してください。

なお、私の子どもに対して、認可保育所の入所を認めるかどうかの処分がいつなされるかについて、認可保育所への入所を申し込んだ保護者である私に通知されず、私はその処分の存在をはっきりと分らない状態で平成26年4月になってしまうようなことがあれば、そのこと自体が行政手続法違反、行政不服審査法違反であることは明らかです。(これらの法規に違反しないというのであれば、その理由を、法令上の根拠や最高裁判所の判例などを示して具体的に説明してください。)